

「新涯小学校」いじめ防止基本方針

2023 年（令和 5 年）4 月

- ★いじめはいかなる理由があっても絶対に許されないという毅然とした態度で取り組む。
- ★いじめられている児童を守りきる。
- ★児童の小さな変化，SOS のサインに気付く。
- ★教職員全員で取り組むことはもちろん，児童への認識，理解を深められるよう日常的に継続的に取り組む。

1 策定の趣旨

いじめは，人間として絶対に許されない行為であり，いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子どもにも，どの学校でも，起こりうるものである」との認識に立ち，いじめを許さない集団づくりを通して，いじめの未然防止を図るとともに，いじめのサインを早期に発見し，早期に対応することが大切である。また，全ての児童が安心して学校生活を送り，自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう，学校は，保護者・地域と共にいじめに取り組むことが重要である。

この趣旨を踏まえ，「いじめ防止対策推進法」及び「福山市いじめ防止基本方針」を基に，新涯小学校としての「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは，児童に対して，当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

具体的ないじめの態様には，次のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ，集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。等

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

3 学校の取組

(1) いじめの防止等の取組

- ① すべての教職員で取り組む。
- ② 「いじめ防止委員会」を中心に組織的に取り組む。
- ③ いじめ防止等に係る年間計画のもとに取り組む。
- ④ 保護者や地域に啓発し、共に取り組む。
- ⑤ アンケートや面談を通して検証・見直しを行う。

(2) 教職員の基本的な姿勢

- ① 教職員一人一人が、いじめられている児童を守り切るということを言葉と態度で示す。
- ② いじめられている児童を学校全体で守るためにも、児童が発するどんな小さなサインも見逃さない。
- ③ 児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が主体的にいじめ問題や命の大切さを考える活動の充実を図る。
- ④ 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し対応する。また、学校だけで問題を解決しようとすることなく、児童一人一人の願いが実現できるように、家庭や関係機関等と一体となった取組を進める。

(3) いじめの防止等に係る児童への指導（未然防止）

- ① どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめについて正しく理解させ、いじめはいかなる理由があっても絶対に許されないことだと伝える。
- ② 社会体験や生活体験の機会を設け、児童の社会性を育み豊かな情操を培う。
- ③ 学級集団づくり，学校集団づくりを計画的に取り組み，他者とのコミュニケーションを図る能力を育成する。
- ④ 自分自身が いじめられていることや友達等がいじめられている事実を教職員や家族に必ず相談するよう伝える。
- ⑤ 教職員は、いじめられている児童を守りきるという態度を示す。
- ⑥ どんなことがあっても、自らの命を絶ってはいけないことを伝える。
- ⑦ 児童会による「いじめ撲滅キャンペーン」など、いじめの防止に向けて児童が主体的に活動する。

（４）いじめ防止の組織的取組

- ① 「いじめ防止委員会」を設置し、いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行う。
- ② いじめ防止及びいじめ認知時の対応に係る校内研修を実施する。
- ③ いじめの防止及びいじめ認知時の保護者・地域関係機関等と連携する。
- ④ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的なアンケート調査及び個別面談を実施する。
- ⑤ いじめの防止等に係る保護者・地域への啓発及び広報活動を行う。
- ⑥ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報活動を行う。（教室掲示の徹底）
- ⑦ いじめ認知時の対応マニュアルを作成する。
- ⑧ 重大事態が発生した場合、プロジェクトチームを編成する。

（５）重大事態発生時の対応

いじめ防止委員会において、重大事態と判断した場合、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切に対処や調査を迅速に行う。

- ① 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告するとともに、プロジェクトチーム等を編成する。
- ② プロジェクトチーム等は、教育委員会の指導助言のもと調査を行い、調査結果を教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。
- ③ 報告した調査結果を受けて、市長又は教育委員会が必要と判断した場合は、福山市教育委員会の設置する附属機関（第三者の専門家；心理の専門家、学識経験者および弁護士等）が調査を行う。

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（６）取組の検証を実施計画見直し

- ① いじめ防止委員会は、アンケートや面談を行い、いじめの認知件数及び、いじめの解決件数、ならびに不登校児童数など具体的な数値を基に検証する。
- ② いじめ防止委員会は、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画に基づき、実施計画の修正及び来年度の年間計画を策定する。

(7) 「いじめ」に対する取組・・・・・・・・・・「いじめは絶対に許さない」

【とらえ】

定義：①一定の人間関係のある者から、
②身体的・心理的な攻撃を受けたことにより、
③精神的な苦痛を感じているもの。
④起こった場所は学校の内外を問わない。

認識：いじめられている子どもの心に寄り添った指導を行う。
家庭、学校、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となつて真剣に取り組むことが必要である。

【取組】～未然防止・早期発見のため～

- ・ 個人面接（学期1回）を実施する。（必要に応じて面談）
- ・ 「心配なことや不安なことを先生は聴き、解決をしますよ。」というメッセージを送る。
- ・ 荒れない学校づくりのための学校環境づくりをする（Broken-Windows 理論）
- ・ トイレのスリッパの整頓
- ・ 教室のゴミ→0に
- ・ 机の整頓，掲示物
- ・ 靴（靴箱）
- ・ 清掃指導の徹底 など
- ・ 問題行動への対応をしっかりする
- ・ 家庭との連携：日頃からの家庭とのつながりをつくる。